

# 虐待防止に関する指針

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会

(策定年月日 令和6年3月1日)

## 目 次

- 1 虐待防止に関する基本的な考え方
- 2 虐待の定義
- 3 虐待防止に向けた体制（身体拘束の廃止・虐待防止委員会の設置）
- 4 虐待防止に関する責務等
- 5 虐待の早期発見への取り組み
- 6 職員等が留意すべき事項
- 7 虐待防止に関する指針の閲覧
- 8 その他

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、虐待を防止するため、利用者等に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員が本指針を遵守し、また、利用者等の人権の擁護に努めます。

## 2 虐待の定義

### （１）身体的虐待

利用者等の心身に外傷を生じ、又は生じる恐れがある行為を加えること。又は正当な理由なく身体の拘束をすること。

### （２）心理的虐待

利用者等に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動、又は著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （３）経済的虐待

利用者等の財産を不当に処分すること、利用者等から不当に財産上の利益を得ること。

### （４）介護放棄（ネグレクト）

利用者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他、利用者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### （５）性的虐待

利用者等にわいせつな行為をすること、又は利用者等をしてわいせつな行為をさせること。

## 3 虐待防止に向けた体制（身体拘束の廃止・虐待防止委員会の設置）

虐待防止及び早期発見への対応を図るため、下記の通り虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定める等の必要な措置を講じます。

（１） 委員会の名称は、虐待防止委員会とします。

（２） 委員会の委員は、部署ごとに事務分掌により任命します。

（３） 委員の中から、委員長を選任します。

（４） 委員会は、定期的を開催します。

（５） 委員会の審議事項は、以下の通りとします。

◆職員への周知に関すること。

◆職員の人権意識を高めるための研修に関すること。

◆職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。

◆虐待防止及び早期発見に向けた取り組みに関すること。

- ◆苦情解決制度、第三者委員会に関すること。
- ◆その他人権侵害、虐待防止に関すること。

#### 4 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は総務課長とし、担当者は虐待防止委員会の委員とします。
- (2) 担当者は、本指針に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など、日常的な虐待防止等の取り組みを推進します。

#### 5 虐待の早期発見への取り組み

- (1) 利用者等の様子の変化を迅速に察知するとともに、利用者等の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にある事を認識し、平素から利用者やその家族等、職員とのコミュニケーションの確保を図り虐待の早期発見に努めます。
- (2) 虐待発見時の早期対応  
虐待もしくは虐待が疑われる事を発見した場合には、利用者等の安全、安心を確保します。被害者のプライバシー保護を大前提とし、速やかに対応を図るとともに、行政等に通報、相談等を行います。  
発生要因を十分に調査分析し、利用者等やその家族等に十分な説明責任を果たします。併せて、再発防止に向けた組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図るよう努めます。

#### 6 職員が留意すべき事項

職員は、利用者等の人格を尊重することを深く理解し、虐待を防止するために次の事項に留意するとともに、虐待事案の発生は、利用者等の生命と生活を脅かす行為である事を十分に認識し、それによって本会としての社会的な信頼を著しく損ない、また、その後の事業運営において大きな困難を抱える事になる問題であることを認識します。

- (1) 意識の重要性
  - 常に利用者等の人格や権利を尊重すること。
  - 職員は、利用者等にとって支援者である事を強く自覚し、利用者等の立場に立った言動を心掛けること。

○虐待に関する受け止め方には、利用者等による個人差や性差などがある事を絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

○利用者等との人間関係が構築されている(親しい間柄)と、独りよがりに思い込まないこと。

○利用者等が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。

○利用者等は、心理的な苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否したりすることができない場合もあることを認識すること。

○職員同士が話をしやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。

○虐待(疑い)を受けている利用者等について見聞きした場合は、利用者等の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに責任者に速やかに報告すること。

○職員内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するためのきっかけとする意識をもつとともに、責任者への速やかな報告は、職員の義務であることを認識すること。

## 7 虐待防止に関する指針の閲覧

本指針は、いつでも閲覧できるように各部署内に掲示及び本会ホームページにて公表します。

## 8 その他

本指針は、虐待防止委員会において定期的に見直しし、必要に応じて改正するものとします。

### 附則

本指針は、令和6年3月1日より施行します。